

## 東浦町ホームページバナー広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）へのバナー広告の掲載に関し、東浦町有料広告掲載要綱及び東浦町有料広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、画像で表示された情報で、広告掲載等決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(掲載基準)

第3条 バナー広告及びそのリンク先ページは、東浦町有料広告掲載基準のほか、次の各号に掲げる基準を満たすものでなくてはならない。

- (1) ウイルス感染及び不正アクセスを防止する措置がされていること。
- (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがないこと。

(掲載位置及び枠数)

第4条 バナー広告の掲載位置及び枠数は、町長が別に定める。

(規格)

第5条 バナー広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

大きさ	縦 50 ピクセル×横 180 ピクセル
形式	G I F（アニメーション不可）、J P E G
データ容量	5 K B以下

(掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位として、最大で連続して12か月まで掲載することができる。

- 2 広告掲載者の希望により、掲載初日又は掲載終了日を月の途中とすることもできる。

(掲載料)

第7条 バナー広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前条第2項の場合において、掲載初日の属する月及び掲載終了日の属する月は、1か月掲載したものとみなして掲載料を徴収する。

(募集方法)

第8条 バナー広告の募集は、町ホームページ及び広報ひがしうらで行うものとする。

(掲載の申込み)

第9条 バナー広告の掲載を希望する者は、東浦町有料広告掲載要綱第6条に規定する広告掲載等申込書のその他の欄に、リンク先ページのアドレスを記載して、町長に申し込むものとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告掲載者は、町長が指定する期日までにバナー広告の原稿を作成し、提出するものとする。

(掲載料の還付)

第11条 天災、事故、故障等の広告掲載者の責に帰さない理由により、1か月の掲載日数が月内の日数の半分に満たない場合は、掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載者は、前条の規定により、広告掲載料の還付を受けようとするときは、東浦町ホームページバナー広告掲載料還付請求書(様式第1)を町長に提出するものとする。

3 還付する掲載料には、利子を付さない。

(掲載内容の変更)

第12条 広告掲載者は、掲載しているバナー広告及びリンク先ページの内容を変更しようとするときは、東浦町ホームページバナー広告掲載内容変更申込書(様式第2)を町長に提出するものとする。

2 前項の申込みがあったときは、内容を審査し、その結果を東浦町有料広告掲載要綱第7条に規定する広告掲載等決定・却下通知書により通知する。

3 町長は、バナー広告及びそのリンク先ページの内容が東浦町有料広告掲載要綱第3条及び東浦町有料広告掲載基準に抵触していると判断するときは、広告掲載者に対して、バナー広告及びそのリンク先ページの内容の変更を求めることができる。

(掲載の取下げ)

第13条 広告掲載者は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げる場合は、東浦町ホームページバナー広告掲載取下申出書(様式第3)を町長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、町ホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の東浦町ホームページバナー広告掲載に関する取扱要領は、この要領の施行の日以後の申込みに係る掲載料について適用し、この要領の施行の日前の申込みに係る掲載料については、なお、従前の例による。